

新市場に向けた宮崎の本格焼酎魅力発信業務委託仕様書

1 主旨

国内外のバー等において、一定期間宮崎の本格焼酎のプロモーション等を実施することにより、女性、若年層、外国人その他本格焼酎になじみの薄い層に対し、宮崎県産本格焼酎の魅力を発信しながら、新たな需要層の獲得及び県産本格焼酎の市場への浸透・定着を図る。

また、継続的な取組として発展し得る企画とすることにより、本県の本格焼酎の魅力発信を象徴するブランド性の高い取組としての定着を目指す。

2 具体的な委託業務内容

以下の業務を実施するにあたって、企画全体の統一的なコンセプト、ビジュアル及びメッセージを設計し、事業終了後の継続展開にも活用し得る発信資産となるよう留意すること。

(1) 宮崎の本格焼酎の浸透・定着を図るためのプロモーションの実施

- ① 都市部の発信力の高いバー等を対象に、一定期間の宮崎の本格焼酎のプロモーションを実施し、本格焼酎の認知拡大、飲用機会の創出及び市場への浸透・定着を図ること。
- ② 当該プロモーションは、複数の店舗又は関係主体が連動して実施するものとし、一定期間に集中的な情報発信及び話題形成が図られる内容とすること。
- ③ 対象店舗はバーを中心とするが、一部にホテル、レストランその他の料飲店舗を含むことができる。
- ④ 実施期間は、2週間以上を基本とすること。
- ⑤ イベント名称については、提案の範ちゅうとするが、宮崎の本格焼酎に係る取組であることが認知できるものとする。
- ⑥ 県内蔵元その他関係事業者が、宮崎の本格焼酎の魅力発信又は商品訴求を行うことができる機会を設けること。

(2) 関係事業者向けセミナー等の実施

- ① 大都市圏等において、バーテンダーや販路形成に関係する者を対象とした宮崎の本格焼酎の認知拡大を目的としたセミナー、試飲会、交流会その他これに類する機会を実施すること。
- ② 上記は、宮崎の本格焼酎に対する理解促進、提案力向上及び関係者間のネットワーク形成に資する内容とすること。
- ③ 実施に当たっては、宮崎の本格焼酎の原料、製法、香味特性、飲用スタイル、地域性等の魅力が適切に伝わる構成とすること。
- ④ 必要に応じて、県内蔵元、製造現場、産地等に関する情報提供、現地視察、オンライン説明会その他の手法を組み合わせること。

(3) 効果的な広報・PRの実施

- ① (1) 及び(2) で実施する内容の周知を図ることを目的として、プレスイベントの実施等による広報・PRを行うこと。
- ② 広報・PRの実施に当たっては、業界関係者、メディア、インフルエンサーその他情報発信力を有する者への訴求を意識し、宮崎の本格焼酎の認知拡大及び話題形成につながる内容とすること。
- ③ 広報・PRの実施時期及び実施方法については、社会的関心の高まり、宮崎の本格焼酎の発信効果が高まる時機を的確に捉え、効果的に展開するよう留意すること。

(4) 継続展開及びブランド化を見据えた企画設計

- ① 本事業は、単発の販促企画にとどまらず、継続的に発展し得るプロモーション基盤の形成を意識した内容とすること。
- ② そのため、参加者、参加店舗、関係事業者及びメディア等に対する波及効果を高めるとともに、事業終了後の展開においても活用し得る企画上の核、運営手法、発信素材、関係者ネットワーク等の蓄積につながる提案とすること。
- ③ 企画提案に当たっては、本県の本格焼酎の魅力発信を象徴する取組として、継続的に育成し得る観点を含めること。
- ④ 本事業終了後も各参加店舗等における宮崎の本格焼酎の継続採用及び継続提供につながるための「しかけ」を提案すること。

(5) アンケート調査等の実施

- ① 参加店舗、参加事業者、関係者その他適当と認められる対象に対し、アンケート調査、ヒアリングその他適切な方法による効果検証を実施すること。
- ② 調査項目については、認知度、理解度、満足度、継続提供意向、継続採用意向、商談又は取引可能性、課題その他今後の事業推進に資する事項を含めること。
- ③ 実施した調査結果を分析し、今後の事業推進及び改善につながる報告書を作成すること。

3 留意事項

企画全体に当たっては、次のことに留意すること。

- (1) 受託者と県等との連携・協力を十分図ること。
- (2) 当予算にイベント等開催に伴うチケット販売収入分は含まない。イベントの実施において、チケット販売を行う場合、チケット販売収入と当予算を合わせて運営経費とすること。
- (3) イベント等で使用する焼酎や食材等については、受託者が予算内で調達し提供する方法的ほか、参加する飲食店の買い取り、蔵元や関係部署からの提供によるものとする。

- (4) 上記以外の県産食材等の調達においては、県、受託者の2者で必要に応じて協議し、実施するものとする。
- (5) 県及び県酒造組合では当該委託業務のほか、各実施主体と連携したイベントやフェアを計画している。各々の企画運営・調整は、県及び県酒造組合にて各実施主体で別途行う予定であるが、県からの指示を踏まえ、これらイベント・フェアと連動した企画を展開すること。
- (6) 費用対効果や法令、環境、安全に配慮した提案に努めること。
- (7) 協力店舗からの情報発信、利用客のSNS等による拡散など、県産焼酎の魅力発信に繋がる取組を実施すること。

4 成果品等

- (1) 成果報告書
- (2) 事業実績書、事業実施状況（写真等）、アンケート集計結果等
※いずれも、紙媒体及びCD・DVD等による電子データの両方を提出すること。

5 経費

履行までに要する全ての経費を含む。

6 その他

- (1) 成果品等についての権利は、県に帰属する。
- (2) 受託者は、2「具体的な委託業務内容」における各業務着手前に当該個別業務における業務計画書を作成し、委託者と協議の上実施することとし、委託者の指示により必要な書類等を提出すること。